

平成 24 年度 競争入札参加資格審査申請の受付について 【 建設工事・設計等 】

美唄市が発注する建設工事及び建設工事に係る委託業務（以下「設計等」という。）の競争入札参加資格審査申請について、下記のとおり実施します。

記

- 1 受付期間 平成 24 年 1 月 16 日(月)～平成 24 年 2 月 15 日(水)
(土曜、日曜、祝祭日を除く。)
受付時間：午前 9 時～午後 5 時（正午から午後 1 時までを除く。）
※ 持参又は郵送（2/15 必着）のどちらでも可
- 2 受付場所 美唄市西3条南1丁目1番1号（〒072-8660）
(提出先) 美唄市 総務部 契約管財課 契約管財グループ（庁舎2階）
- 3 申請様式 市町村統一様式（建設工事・設計等）
- 4 資格要件 別記のとおり
- 5 登録の有効期間 平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日（1年間）
- 6 添付書類 (市町村統一様式に説明があるほかに添付が必要な書類)

添 付 書 類 名	建設工事	設計等
納税証明書（直近決算期のもの、コピー可） ・法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3） ・個人業者の場合は、申告所得税と消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の2） ※美唄市内に本店・支店・営業所等を有する場合は上記の他美唄市の法人市民税（個人業者の場合は市道民税）、固定資産税の納税証明書	○	○
決算報告書（コピー可） 直近決算期 1 期分		○
年間委任状（受任先がある場合） 市町村統一様式 様式 9 又は 10 において受任者の記載がある場合、委任状が必要	○	○
返信用封筒（80円切手を貼付した封筒） 格付（設計等は登録）決定通知書送付用 ※ 郵送申請の場合、先に受付票及び付票の送付を希望される際は2通必要	○	○

- 7 その他
 - (1) 申請様式は、(社)北海道土木協会等でお求めください。
 - (2) 建設工事・設計等とも平成 24 年 1 月 1 日において、資格要件に関する許可期間（建設工事は2年前、設計等は1年前からの許可）があることが確認できる許可通知書を添付してください。
 - (3) 年間委任状の提出がある場合、平成 24 年度有効とします。
 - (4) 建設業退職金共済制度等の加入・履行証明書のコピー（市町村統一様式で提出する書類 様式 8）は、提出を求めません。
 - (5) 工事・設計等の両方の申請をされる場合、付票はそれぞれ必要となりますが、必要添付書類のうち共通するものは1部のみ添付することとし、紙ファイルにより、まとめて1冊で申請してください。
 - (6) 役員、支配人、営業所の代表者、理事、又は使用人が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるかどうかについて美唄警察署の意見を聴く場合があります。

※ご不明な点は、美唄市総務部契約管財課 契約管財グループまでお問い合わせください。

TEL 0126-62-3136（直通）

資 格 要 件

● 建設工事、設計等に共通する基本的資格要件

- ① 地方自治法施行令第167条の4第1項（同第167条の11第1項において準用する場合を含む。）又は第167条の4第2項（同第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定するものでないこと。
- ② 法人税（個人事業者については申告所得税）・消費税及び地方消費税・美唄市の市税を滞納していないこと。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員を役員、支配人、営業所の代表者、理事又は使用人として使用していないこと。

● 建設工事に係る資格要件

申請しようとする建設工事の種類について、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当することとします。

- ① 平成24年1月1日現在において、建設業の許可を受けてから引き続き2年以上、その事業を営んでいること。
（平成22年1月1日から営んでいること。）

- ② 審査基準日（＝基準日）が平成22年9月2日以降建設業法第27条の23第1項の規定に基づく経営事項審査の総合評定値（P）の通知を受けていること。

- ③ ②の経営事項審査の審査基準日（＝決算日）の直前2年の各営業年度のいずれかの決算において、建設業に係る完成工事高を有していること。

※ 経営事項審査の完工高の「3年平均」を選択した方は、「工事経歴書」において審査基準日の直前2年の各営業年度のいずれかに完工高があることの確認を行います。

※ 本市に本店、支店、営業所等を有し、法人市民税及び固定資産税を納付している場合は、次のとおり要件を読み替えます。

- ・ ①の要件中「2年以上」を「1年以上」とする。
- ・ ③の要件中「直前2年の各営業年度のいずれか」を「直前1年の営業年度」とする。

● 設計等に係る資格要件

申請しようとする各種類ごとに、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当することとします。

- (1) 建築設計、土木設計・地質調査・技術資料作成・道路清掃・測量に共通する資格要件

- ① 平成24年1月1日現在において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。（平成23年1月1日から営んでいること。）
- ② 平成23年中に売上高があること。
- ③ 個人にあっては、従業員が3人以上であること。

- (2) 建築設計

建築士法による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。（建築設備設計のみ希望される方を除く。）

- (3) 測量

測量法による登録を受けていること。